

(公表用)

長 監 第 2 4 号
令和8年2月25日

長柄町長
長柄町議会議長
長柄町教育委員会教育長 様
長柄町選挙管理委員会委員長
長柄町農業委員会会長

長柄町監査委員 河 邊 義 大

長柄町監査委員 岡 部 弘 安

令和7年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

なお、本監査は長柄町監査基準（令和2年公告第1号）に準拠して実施しました。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による監査

2 監査の対象

町長事務部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、選挙管理委員会事務部局、農業委員会事務部局の財務に関する事務の執行状況

3 監査実施期間及び場所

令和8年1月26日、27日、28日 3日間
長柄町役場 3階 協議会室

4 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 各所管の財務に関する事務事業が適正かつ効率的、経済的に執行されているか。
- (2) 住民の福祉増進に努め最小の経費で最大の効果を上げる事務の合理化に努めているか。
- (3) 過年度の定期監査等における打ち合わせ事項について改善がなされているか。
- (4) 公共施設の調査、点検業務及び施設管理が適切に行われ、計画的な整備補修が実施されているか。

5 監査の実施内容及び結果

各所管から提出された監査資料、関係諸帳簿を基に関係職員から事情を聴取する等の方法により監査を実施した結果、各部局の予算に係る財務関係事務は、法令に適合し、適正に執行されているものと認められた。また、その他の事務や執行管理についても適正に執行されていると認められるが、一部で事務処理の遅れによる繰越事業が見受けられたことから執行管理を適正に行う必要があると思われた。

契約事務については随意契約が多く見受けられるが随意契約の公平性、透明性の観点から根拠を明確にし、契約事務の客観性を高めるべきと考える。また、各種団体への補助金については、年度末の一括精算のみでなく、定期的な確認をすることにより、事務の正確性向上に努められたい。

庁舎を含む公共施設の維持補修については、今後も多大な費用が想定されることから、その実施は調査点検結果に基づき補助事業・起債対象事業を有効に使う計画的な事業執行を検討し、良好で継続的な環境維持に努めて欲しい。

最後に本町では様々施策により少子高齢化、人口減少対策等を実施しているが、近年は地球温暖化による自然災害も多く発生する中で、住民を災害から守ることが重要であり、合せて自然を守り事業を推進する事を踏まえ以下の項目について継続的な推進を図るよう努められたい。

- (1) 安全安心で持続可能なまちづくりの推進
- (2) 自然を生かした魅力あるまちづくりの推進
- (3) 人口減少対策として企業誘致・移住定住の促進
- (4) 町民目線に立った事務の執行